

⑤ 療養生活に関すること

「休業や退職後の生活が心配」、「治療費が高額で生活が苦しい」といった療養生活の問題や不安をサポートする仕組みや支援があります。一定の条件があるものもあります。が、悩む前にまずはがん相談支援センター（P9）に相談してみましょう。

（１）自宅で療養したい

① 訪問診療

訪問診療とは、医師が自宅等へ訪問し、診察などを行います。患者さんやご家族からの連絡を受け、必要な場合には訪問看護ステーション、さらにはケアマネジャー（介護支援専門員）とも連携をとりながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができるように対応します。医療保険より給付されます。

問い合わせ先 病院（がん相談支援センター）、かかりつけ医

② 訪問看護

訪問看護とは、医師の指示のもと看護師等が自宅へ訪問し、看護ケアを提供します。医師等と連携を図り、症状観察や薬の管理を行うほか、状況に応じて点滴の管理や吸引の指導、入浴介助などにも対応できます。24時間体制で、緊急時の相談にも応じることができる事業所もあります。医療保険または介護保険より給付されます。

問い合わせ先 病院（がん相談支援センター）、かかりつけ医、ケアマネジャー

③ 在宅療養の様々な制度利用や福祉の相談について

ご高齢者やそのご家族などの介護に関する様々な問題については、市町が設置する「地域包括支援センター」が総合的な相談窓口となっています。「地域包括支援センター」は、専門の職員が関連組織と連携して、介護をはじめ、健康、福祉、医療や生活に関する悩みや心配ごとなどの相談に応じています。

問い合わせ先 各市町の地域包括支援センター

④ 介護保険

在宅で療養していると、人の助けや福祉用具（ベッドや車椅子など）が必要になることがあります。そのようなときの支援のひとつに、介護保険制度があります。がん患者さんも介護保険サービスを利用できる場合があります。介護保険の要介護（要支援）認定を受けた方は、介護保険サービスを総費用の1割から3割の自己負担で利用することができます。

<介護保険の対象>

対象となる人：以下の場合において、介護を必要とする状態にある方

①65歳以上の者 ②40歳～65歳未満の特定疾病該当者（末期がん等の方）

<サービス内容>

認定審査により決定された要介護状態区分に応じて、介護保険サービスを利用することができます。

問い合わせ先 各市町の地域包括支援センター、介護保険担当課（P34～）

(2) 医療費等の負担を減らしたい

① 高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った額（食事代、部屋代は除く）が同一月内で一定額を超えた場合に申請により超えた額の支給を受けられる制度です。自己負担の限度額は年齢や所得等によって決まります。

また、一時的な自己負担が大きい場合もあるため、あらかじめ加入している公的医療保険の窓口で「限度額適用認定書」を申請し、病院等に提示することで窓口での支払いを自己負担限度額までとする制度もあります。

問い合わせ先 がん相談支援センター（P9）、加入している公的医療保険の相談窓口

② 確定申告による医療費等の控除

患者さん本人またはご家族が1年間（1月1日～12月31日）に一定以上の医療費を支払った場合、税金を軽減する制度です。医療費控除を受けるには会社などの年末調整とは別に自分で確定申告する必要があります。医療費やおむつ等の領収書やレシートは必ず保管しておきましょう。遡って申告できる場合もありますので、詳しくは税務署等にご相談ください。

問い合わせ先 お住まいの地域の所管の税務署

③ 小児慢性特定疾病医療費助成

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった費用のうち、世帯の所得額に応じて、支払う自己負担額を超えた部分の助成を受けられます。

問い合わせ先 住所地を管轄する保健福祉センター・福祉健康センター（P38）

④ 妊孕性温存等に関する助成

県では、小児・思春期・若年がん等の患者さんに対して、将来こどもをもつことができる可能性を温存するための妊孕性温存療法やその後の体外受精等（温存後生殖補助医療）の費用の一部を助成しています。がん治療を始める前に主治医に将来こどもを望む意思を伝え、治療の生殖機能への影響や妊孕性温存療法の実施について相談をしましょう。

問い合わせ先 石川県健康福祉部少子化対策監室
母子保健グループ
TEL 076-225-1424

助成事業の詳細・申請方法は
QRコードより
ご確認ください。



(3) 休業中や退職後の生活が心配

① 傷病手当金

傷病手当金は、健康保険、各種共済組合などの被保険者が疾病または負傷により業務に就くことが出来ない場合に、休業中の生活を保障するために設けられた制度で、事業主から十分な報酬を受けられない場合に支給されます。（国民健康保険には傷病手当金はありません）。会社を辞めても受け取れる場合があります。

問い合わせ先 勤務先の担当者または加入している公的保険窓口

② 雇用保険の給付（失業給付等）

失業した場合や職業に関する教育訓練を受けた場合など、生活及び雇用の安定と就職の促進のための給付制度があります。雇用保険には「求職者給付、就業促進給付、教育訓練給付」等があり、失業以外にも活用できる給付制度があります。

問い合わせ先 住所地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）（P37）

(4) がんによる障害や後遺症に関して支援を受けたい

① 障害年金

公的年金に加入しており、がんで人工肛門造設や喉頭摘出手術を受けた方、または日常生活や仕事に著しい制限を受ける状態になった方が申請し該当すれば支給されます。

問い合わせ先

国民年金：各市町年金担当課

厚生年金：年金事務所

共済年金：各共済組合

② 身体障害者手帳

身体障害者手帳を取得することで様々な助成や福祉サービスが受けられます。手帳は障害の種類や程度によって等級が区分され、等級によって受けられるサービス内容は異なります。

問い合わせ先 各市町福祉担当課（P34～）

(5) 生活費などの支援制度を知りたい

① 生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯などが、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉基金の貸し付けを受けられます。

問い合わせ先 お住まいの市町の社会福祉協議会

② 生活保護

病気や失業など様々な理由で生活が経済的に困難になったとき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。日常生活に必要な費用や医療・介護サービス等の費用などを支給します。

問い合わせ先 住所地を管轄する福祉事務所

(6) 治療をしながら働きたい、仕事をしたい

仕事を辞める決断をする前に、がんになっても働きながら安心して治療を受けることができるようにまずは主治医と相談しながら、勤務先の上司や人事労務担当者等ともよく相談することが大切です。がん相談支援センター（P9）のほか、職場復帰や就労継続について相談できる窓口があります。

がん治療と仕事の
両立支援



① 就労相談

がん診療連携拠点病院では、がんで治療中の方の就労継続を支援するため、社会保険労務士による就労相談を行っています。相談は無料です。他院へ通院中の方、ご家族の方の相談もお受けしています。

問い合わせ先 がん相談支援センター（P9）

社会保険労務士とは

「労務問題」や「社会保険」を専門とする、国家資格です。労働問題や年金問題社会保険の専門家として、企業やそこで働く人々の雇用、労働条件、労働保険、社会保険について、助言や相談を行います。

② ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは職業相談や雇用保険（失業給付）手続きなどの相談に応じています。

問い合わせ先 お住まいの地域のハローワーク

また、ハローワーク金沢では長期にわたる治療等を受けながら就職を希望する方のために、専任の就職支援ナビゲーターによる就職支援を実施しています。「症状」「通院状況」「職務経験」等、本人の状況に応じた就職に向けての職業相談・紹介を行っています。専任ナビゲーターによるがん診療連携拠点病院等への出張相談も実施しています。（P10～）ご希望の方は事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 ハローワーク金沢（金沢公共職業安定所）TEL 076-253-3032

③ 石川産業保健総合支援センター

石川産業保健総合支援センターでは、専門家が社内制度の導入や従業員の教育研修を無料でお手伝いいたします。個別の相談も厚生労働省のガイドラインに沿って、医療機関と連携して支援することもできます。

場所 金沢市西念 1-1-3 コンフィデンス金沢 8 階

問い合わせ先 石川産業保健総合支援センター（TEL 076-265-3888）

【石川労働局】

◎治療と仕事の両立支援カード

「治療と仕事の両立支援カード」は、治療を受けながら働き続けることを希望する労働者（患者）が、自身の職場や働き方等の情報を記載して医療機関に提出することで、医師が労働者（患者）を経由して事業者に対して必要な情報提供を行うための書式です。本カードをもとに、事業者と労働者（患者）が話し合い、仕事の継続に最適な措置等を実施してください。（事業場に産業医等が選任されている場合、産業医等の意見も踏まえてください）

なお、事業者が必ずしも本カードの記載通りに配慮を実施する法的義務を伴うものではありません。

両立支援カードの詳細はこちら



◎「治療と仕事の両立支援」の取組事例を紹介

治療と仕事の両立支援ポータルサイト（<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>）では、石川県内の企業を含む全国の取組事例が掲載されています。企業の実際の取組内容や、現場での工夫が具体的に紹介されており、実践的な参考資料として活用できます。

紹介されている事例では、がんなどの治療を受けながら働く従業員に対し、柔軟な勤務体制の導入や、産業医・人事担当者・上司が連携した支援体制の構築が行われている様子が示されています。さらに、復職支援プログラムの整備や定期的な面談の実施など、従業員の不安を軽減し、安心して働き続けられる職場環境づくりに向けた取り組みも実践されています。治療と仕事の両立支援に取り組む際のヒントとして、ぜひご覧ください。



④ がんと暮らしの相談「がんと暮らしのカフェタイム」について

がんとともに暮らしてゆく時、お金や仕事とも上手にお付き合いできると良いですね。がんと暮らしに関する専門職とカフェタイムでお話してみませんか？

場 所	石川県がん安心生活サポートハウス つどい場はなうめ (P22 参照)
時 間	毎月第 2 土曜 10:00 ~ 12:00
参加費・相談料	無料
専門職	医療ソーシャルワーカー・社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
内 容	ミニレクチャーのあと、参加者・専門職のカフェタイムで自由にお話します。 医療費：高額療養費制度、民間保険など 生活費：ローン、家計、年金（障害、老齢、遺族）など 仕事や社会復帰：傷病手当、休職、復職、求職など その他：ひとり暮らしの工夫、がんと暮らしのトピックスなど

※時間内の出入りは自由。個別の相談も可能です。

(7) 子どものがんの相談や支援

① 小児慢性特定疾病のお子様に関する相談窓口

保健師や自立支援員が、小児慢性特定疾病のお子様の療養生活や学校での悩み、就労の相談に応じています。必要に応じて学校やその他の専門相談機関と連携してお子様の自立に向けてお手伝いいたします。



相談支援機関	連絡先	所在地
石川県難病相談・支援センター	076-266-2738	金沢市赤土町ニ 13-1
南加賀保健福祉センター	0761-22-0796	小松市園町又 48
石川中央保健福祉センター	076-275-2250	白山市馬場 2 丁目 7
能登中部保健福祉センター	0767-53-6894	七尾市本府中町ソ 27-9
能登北部保健福祉センター	0768-22-2012	輪島市鳳至町畠田 102-4
金沢市はお住まいを管轄する福祉健康センター 金沢市駅西福祉健康センター 金沢市泉野福祉健康センター 金沢市元町福祉健康センター	076-234-5103 076-242-1131 076-251-0200	金沢市西念 3- 4-25 金沢市泉が丘 1- 2-22 金沢市元町 1-12-12

② 入院中の教育

子どもたちは、たとえ病気で入院中であっても学ぶ権利と遊ぶ権利を持っており、子どもたちの心身の成育のためには、とても大切なことです。石川県がん診療連携拠点病院である金沢大学附属病院には、入院中の児童・生徒を対象とした特別支援学級が病院内に設置されており、子どもたちは、入院中、そこで学習することができます。

他の病院に入院している場合も、入院中の学習や退院後の学校生活について相談することができます。

問い合わせ先 石川県教育委員会、各市町教育委員会

始めはご家族のみの
受診も可能です

③ 長期フォローアップ外来

金沢大学附属病院小児科及び金沢医科大学病院小児科では、長期フォローアップ外来を設けています。小児期のがん治療が終了した後でも、受けた治療内容や晩期障害について改めて聞きたい、元気だけれどこういうことが気になる、ここが心配、など何でも相談が可能です。

	金沢大学附属病院	金沢医科大学病院
日時	月・金曜日 14時、15時の2枠 (1時間枠、完全予約制) ※2週間前までに予約が必要です。	毎週火曜日 14:00～16:30 (1時間枠、完全予約制) ※前日までの予約をお願いします。
費用	フォローアップ診察料がかかります。 (小児慢性特定疾病が適用されます)	
問い合わせ先	金沢大学附属病院小児科 長期フォローアップ外来 藤木俊寛	金沢医科大学病院小児科 長期フォローアップ外来 伊川泰広

④ 小児がんに関わる社会資源

小児がん経験者と家族の会 くるみカフェ (P24) では小児がんに関する社会資源をまとめています。下記のリンクからご覧になれます。

URL : <https://goldensmileproject-ishikawa.com/for-families/>

リンク集

